

地発 0229 第 14 号
基政発 0229 第 1 号
平成 28 年 2 月 29 日

都道府県労働局総務部長 殿
労働基準部長 殿

厚生労働省
大臣官房地方課長
(公 印 省 略)
労働働基準局
労働条件政策課長

学生アルバイトの労働条件の確保及び適切な労務管理に向けた取組に
当たって留意すべき事項について

標記については、平成 28 年 2 月 29 日付け地発 0229 第 13 号、基発 0229 第 6 号「学生アルバイトの労働条件の確保及び適切な労務管理に向けた取組について」（以下「基本通達」という。）により、都道府県労働局長あて通知されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意の上、的確に推進されたい。

記

- 1 大学等における出張相談（基本通達記の 3（2）ア関係）
 - （1）大学等とは、大学・短大・高等専門学校・専門学校を指すものであること。
 - （2）都道府県労働局（以下「局」という。）においては、キャンペーン期間中に学生数が多い大学等を中心として複数校に対して出張相談を実施すること。

なお、相談対応者については、各局の実情に応じて派遣して差し支えない。

おって、東京労働局における実施については、別途、本省労働条件政策課と調整すること。
 - （3）本省では大学等のほか、全国大学生生活協同組合連合会にも出張相談の活用等について協力依頼を行うこととしている。このため、大学当局とは別に同連合会会員である各大学生協等からも出張相談の依頼がなされることがあるので適切に対応する

こと。

- (4) 大学等及び大学生協から出張相談の依頼がなされた場合には、事前に相談対応時間や相談対応場所等について調整を行うこと。

また、相談場所において労働局による出張相談を行っていることがわかるよう表示を行うとともに、大学等に対しても掲示板等で周知を行うよう依頼すること。

- (5) 出張相談については、大学生協や食堂の一角等、通常の相談環境と異なる場所での相談対応となる場合があることから、周囲に相談者の話の内容が分からないようにするなど配慮すること。

2 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置（基本通達記の3（2）イ関係）

- (1) キャンペーン期間中に総合労働相談コーナーに設置する「若者相談コーナー」の対象は、学生に特化したものではないので、一般の相談者が利用できないと誤解しないように留意すること。

なお、別添1のとおり若者相談コーナーに掲げる表示例を作成したので、活用すること。

- (2) キャンペーン期間中に学生から相談があった場合には、学生からの相談であることが後に判別できるよう相談票を作成すること。

3 相談件数の報告

上記1及び2の相談件数については、相談内容の類型ごとにとりまとめ、別添2により平成28年8月10日までに本省労働条件政策課労働条件確保改善対策室あてに報告を行うこと。

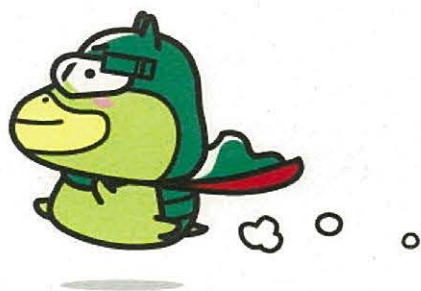
4 周知・啓発の実施（基本通達記の3関係）

- (1) 大学等への協力依頼（基本通達記の3（1）ア関係）

本省においては、各大学等に対して新入学時の説明会・ガイダンス等でのリーフレット等の配布の依頼を行ったところであるが、各局においても大学等へ連絡する際は、これらの機会をとらえた周知を行っていただくよう依頼に努めること。

- (2) 記者発表等について（基本通達記3（2）ウ関係）

本省労働条件政策課においては、3月中旬にキャンペーンに係る記者発表を予定していることから、各局においても、本省が行う記者発表以降に、同内容の記者発表を行うなどキャンペーンに係る周知・啓発を実施すること。



困ったことがあれば、
相談してね！



若者相談コーナー

一般の方のご相談も受け付けておりますので、
お気軽にご相談ください。

●●労働基準監督署 総合労働相談コーナー

大学等における出張相談及び若者相談コーナーにおける相談件数

平成 年 月分 労働局

1 大学等における出張相談件数

	大学等名称	総件数	相談内識別件数					
			①労働条件明示に関するもの	②シフトに関するもの	③労働時間に関するもの	④賃金に関するもの	⑤その他事項	
①								
②								
③								
④								
⑤								

2 若者相談コーナーでの相談件数

総件数	相談内識別件数				
	①労働条件明示に関するもの	②シフトに関するもの	③労働時間に関するもの	④賃金に関するもの	⑤その他事項

報告先

○本省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

03-5253-1111(内線5545)